

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：（株）ニッパツパーキングシステムズ
住所：神奈川県横浜市西区北幸2丁目8番19号

2. 指名停止措置期間 自 令和8年1月6日 6週間
 至 令和8年2月16日

3. 事実概要
（株）ニッパツパーキングシステムズは、令和3年から令和6年の間に実施した複数の建設工事において、建設業法第26条第1項の規定に基づき、主任技術者として資格を有する者を工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかった。
このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、神奈川県知事より監督処分（営業停止（15日間））を受けた。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第2第13号＞

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029－864－0564